

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	矢次 (矢次・上矢次・下矢次)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

矢次地区は、圃場整備事業中であり、令和6年度に12町歩、令和7年度に18町歩整備予定であり、法人設立に向け、協議を進めている。
上矢次地区は、隣接地区の矢次地区の基盤整備に併せ共に法人化を目指している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、小麦を中心として、野菜、原木しいたけ、養鶏、畜産、飼料作物と多様な作物を生産しており、今後も複合経営を推進する。圃場整備事業により生産性が向上した圃場環境を活かし、高収益作物の栽培に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	100.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 法人化し、集積集約を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 法人化し、中間管理を通じた貸借を進めていく。この際、農地の再配分により出入り作の整理を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 現在整備中であり、令和6年度に12町歩、令和7年度に18町歩整備予定である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 多様な経営体を受け入れ、地域の意向も踏まえて後継者を育成していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 該当事例なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ドローンによる薬剤散布を行っている。
- ⑦多面的を活用し、畦畔の草刈り等の整備を行っている。
- ⑧乾燥調製施設の導入を検討している。
- ⑨地区内の畜産農家と連携した営農を行う。
- ⑩女性部の味噌加工が10年目を迎えるので、更なる事業拡大を検討している。